

令和7年度 第1回本庄市下水道事業審議会次第

日時：令和7年7月11日

午後2時00分～

場所：本庄市役所6階 大会議室

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. あいさつ

4. 諮 問

5. 議 題

第1号 本庄市生活排水処理施設整備構想の見直しについて（資料1）

第2号 下水道事業の取組みと経営状況について

令和5年度本庄市下水道事業会計決算概要（資料2）

6. その他

7. 閉 会

本庄市下水道事業審議会委員名簿

(任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日)

令和7年4月1日現在

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	選出区分 (本庄市下水道事業審議会 条例第3条)	摘 要
1	かきぬま みつお 柿沼 光男	市議会議員	会長
2	うるた へいいちろう 粂田 平一郎	市議会議員	職務代理者
3	おだか たかお 小高 隆雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本町自治会長
4	いとう けいいち 伊藤 啓一	都市計画決定区域内の 自治会代表者	小島南自治会長
5	もてぎ とくお 茂木 徳男	都市計画決定区域内の 自治会代表者	東今井自治会長
6	きみづか よしはる 君塚 美治	都市計画決定区域内の 自治会代表者	長浜町自治会長
7	きたざき まさひろ 北崎 昌寛	都市計画決定区域内の 自治会代表者	第一金屋自治会長
8	くろさわ ひろし 黒澤 博	都市計画決定区域内の 自治会代表者	西小平自治会長
9	こくぼ けんいち 小久保 賢一	識見を有する者	埼玉県下水道公社 (常務理事兼技師長)
10	たつし しげのり 立石 茂則	識見を有する者	
11	たかつき まさお 高月 政男	公募による者	
12	しもおか ただよし 下岡 忠敬	公募による者	
13	はやかわ ゆり 早川 ゆり	公募による者	

下水道事業審議会 席次表(大会議室)

	副 市 長	粂田 平一郎 職務代理者 (うるた へいいちろう)	
小高 隆雄 委員 (おだか たかお)			小久保 賢一 委員 (こくぼ けんいち)
伊藤 啓一 委員 (いとう けいいち)			立石 茂則 委員 (たついし しげのり)
君塚 美治 委員 (きみづか よしはる)			高月 政男 委員 (たかつき まさお)
北崎 昌寛 委員 (きたさき まさひろ)			下岡 忠敬 委員 (しもおか ただよし)
			早川 ゆり 委員 (はやかわ ゆり)

事 務 局

事 務 局

傍 聴 人

受 付	傍聴人受付
-----	-------

本庄市生活排水処理施設整備構想(案)

令和 7 年 月

本庄市

目次

第1章	本庄市生活排水処理施設整備構想とは	1
1-1	構想見直しの趣旨	1
1-2	構想見直しの背景と目的	1
1-3	生活排水処理施設整備方法の種類	2
第2章	生活排水処理施設整備状況	3
2-1	現市構想の生活排水処理	3
2-2	公共下水道事業	4
2-3	農業集落排水事業	4
2-4	合併処理浄化槽	5
2-5	し尿処理施設	6
第3章	基本事項の整理	8
3-1	計画目標年度	8
3-2	計画フレーム値の設定(人口及び世帯数)	8
第4章	整備手法の検討	14
4-1	計画対象区域の検討	14
4-2	整備手法の検討	15
第5章	本構想の結果	16
5-1	公共下水道事業	16
5-2	農業集落排水事業	17
5-3	合併処理浄化槽対象区	17
5-4	本構想の目標	17

第1章 本庄市生活排水処理施設整備構想とは

1-1. 構想見直しの趣旨

「本庄市生活排水処理施設整備構想」（以下「本構想」という。）は、市民の快適な生活の実現と河川等の水質保全を図るため、令和元年度に策定した「本庄市生活排水処理施設整備構想」（以下「現市構想」という。）を見直しするものです。

本構想では、各地域の特性に応じた最適な整備方法を選定することで、令和23年度を目標とした生活排水処理施設整備率を計画的、効率的に向上を目指すものです。

1-2. 構想見直しの背景と目的

埼玉県では、県内の生活排水の100%処理を目指し「埼玉県生活排水処理総合基本構想」（以下「県構想」という。）を平成10年度に策定しました。平成16年度に県構想を見直し、改定と中間見直しを経ながら現在に至っています。しかしながら近年、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していることや、地方財政が依然として厳しい状況にあることなどを踏まえ、県構想の見直しを行うこととなりました。県構想は各市町村の生活排水処理基本計画等を踏まえ策定しているため、市町村計画の見直し等作業にあたって、県として留意すべき点をまとめた「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル 令和7年2月 埼玉県」（以下「埼玉県マニュアル（R7.2）」という。）が令和6年度に示されました。

それに伴い、本市においても令和元年度に見直した現市構想をもとに、生活排水処理施設の整備構想の見直しを行うものです。なお、現市構想では令和7年度までに整備可能な手法を設定していましたが、本構想では現市構想の整備手法を基本としつつ、令和23年度までに整備可能な手法に見直します。

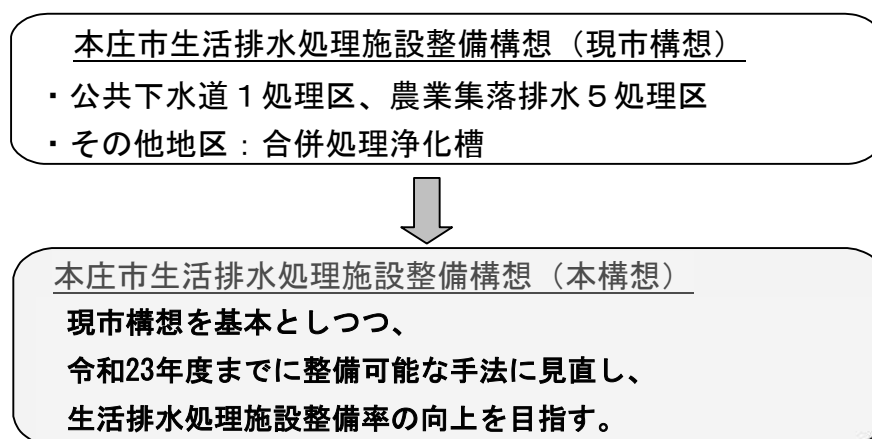


図 1-1 構想策定の背景と目的

1－3. 生活排水処理施設整備方法の種類

生活排水処理施設には様々な整備方法があり、地域の特性や住民要望、経済比較などを考慮して最適な方法を選択しています。

現市構想では、次のように整備方法を選択しています。

○公共下水道

市街化区域、用途地域指定区域を主に、将来的にも市街地を形成する区域を公共下水道事業で整備することとしています。

○農業集落排水

農村部の集落のうち、集合処理が有利と判断した区域を対象に、整備を行い、農業集落排水事業で整備する区域としております。

○合併処理浄化槽

人家のまばらな区域、公共下水道区域や農業集落排水区域以外で個別処理が有利と判定された区域を合併処理浄化槽により整備することとしています。

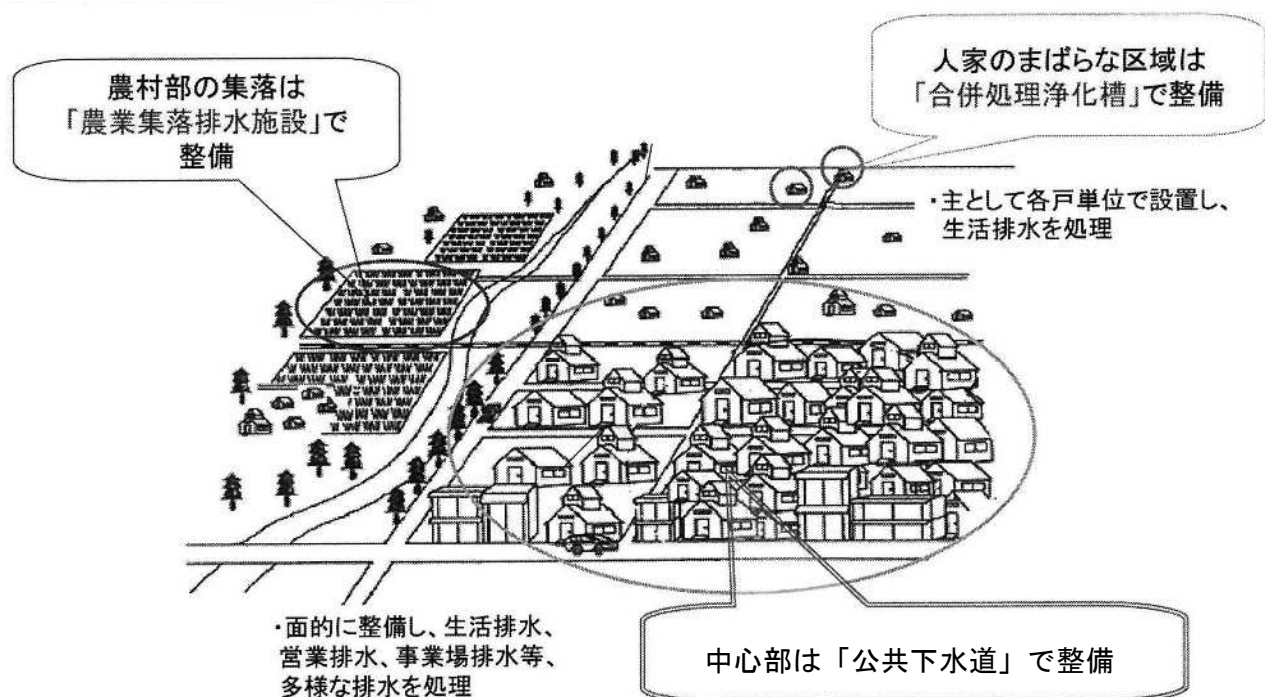


図 1-2 生活排水処理施設整備方法の種類のイメージ図

第2章 生活排水処理施設整備状況

2-1. 現市構想の生活排水処理

本市の生活排水処理事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽等、地域の状況に応じ様々な事業により整備されています。

これらの事業について、現市構想においての目標は次のとおりとなっています。

表 2-1 現市構想の目標

単位：人

事業名 年度		現市構想（令和元年度策定）		
		平成 29(基準年度)	—(中間目標年度)	令和 7(目標年度)
処理人口	公共下水道事業	40,796	—	51,047
	農業集落排水事業	2,932	—	2,322
	合併処理浄化槽	18,839	—	22,001
	生活排水処理人口	62,567	—	75,370
	生活排水処理率	81%	—	100%
未処理人口	し尿処理		—	
	単独処理浄化槽	15,983		0
	非生活排水処理人口			
合計		78,550	—	75,370

※外国人含む。

※出典：現市構想（令和元年度策定）

2－2. 公共下水道事業

公共下水道事業は、本市の生活排水処理事業のなかで最も処理人口の多い事業であり、主に本庄地域の市街化区域や児玉地域の用途地域指定区域内で事業を進めています。

公共下水道事業の計画は、将来的な整備目標を定める「全体計画」と、当面の実施計画を定める「事業計画」があります。最新の計画は全体計画、事業計画共に令和2年度に策定しており、現市構想との整合を図り、計画区域、計画人口、汚水量等を見直しています。

表 2－2 本庄市公共下水道事業

	全体計画 (令和2年度策定)	事業計画 (令和2年度策定)	現況整備状況※ (令和6年3月31日現在)
目標年次	令和8年度	令和8年度	—
処理面積	1,336 ha	1,336 ha	1,210ha
処理人口	50,770人	50,770人	48,016人 (うち水洗化済 43,016人)
汚水量(日最大)	32,412 m ³ /日	32,412 m ³ /日	—

※「下水道事業概要 令和5年度」より

2－3. 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、本市北部、国道17号以北から利根川に至る農村部において実施しており、現在までに6処理区がすべて供用を開始しています。

なお、現市構想で公共下水道へ編入することが位置付けられていた都島処理区については、令和4年度に編入が完了しています。

表 2-3 本庄市農業集落排水事業

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

処理区名	都島※	田中	宮戸	牧西	滝瀬・堀田	仁手・下仁手・久々宇
施設完成年月日	—	平成 6 年 3 月 31 日	平成 7 年 9 月 30 日	平成 15 年 3 月 6 日	平成 21 年 3 月 16 日	平成 29 年 3 月 24 日
供用開始年月日	—	平成 7 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
計画処理面積	—	21.9ha	19.2ha	41.1ha	21.7ha	51.0ha
計画処理人口	—	590 人	500 人	1,010 人	880 人	980 人
現況処理人口 (うち 水洗化済)	—	308 人 (308 人)	278 人 (269 人)	596 人 (531 人)	520 人 (375 人)	811 人 (449 人)
処理水量	—	114 m ³ /日	113 m ³ /日	91 m ³ /日	134 m ³ /日	156 m ³ /日
汚水処理方法	—	嫌気性濾床及び 接触ばっ気方式	嫌気性濾床及び 接触ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式

※令和 4 年度に公共下水道に編入済み。

※「下水道事業概要 令和 5 年度」より

2-4. 合併処理浄化槽

本市では合併処理浄化槽に転換する場合、費用の一部を補助する制度を設けています。令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の補助件数は次のとおりです。

また、参考として令和 2 年度から令和 6 年度までの新設合併処理浄化槽の設置件数を計上します。

表 2-4 合併処理浄化槽設置件数 (令和 2 年度～令和 6 年度)

単位：基

年度	補助件数 (転換※ ¹)	新設※ ²
令和 2 年度	16	178
令和 3 年度	24	180
令和 4 年度	21	146
令和 5 年度	9	112
令和 6 年度	9	114
計	79	730

※ 1 建築確認を伴わない既設単独処理浄化槽又は汲取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替えること

※ 2 補助件数を含む

※ 2 新設合併処理浄化槽の件数は、浄化槽設置届出、浄化槽調書による専用住宅

表 2-5 本庄市浄化槽設置補助金制度概要

○補助対象区域	
次の区域を除く市内全域	
・ 流域関連公共下水道整備区域	
・ 農業集落排水整備区域	
○補助金額	
本庄市浄化槽設置補助金交付要綱に基づき、合併処理浄化槽の転換に要する費用及び配管費並びに処分費に相当する額を補助する。	
・ 転換費補助金	
5人槽	352,000円
6～7人槽	434,000円
8～10人槽	568,000円
・ 配管費補助金	
配管費補助金限度額（10人槽以下）	150,000円
・ 処分費補助金	
処分費補助金限度額（10人槽以下）	90,000円

※「本庄市浄化槽設置補助金交付要綱」より

2-5. し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設利根グリーンセンターにおいて処理されています。同施設は、本市を含む1市3町により構成されている児玉郡市広域市町村圏組合により運営されています。

表 2-6 し尿処理場の概要

名称	利根グリーンセンター	所在地	本庄市新井 1029-1
構成市町村	本庄市・美里町・神川町・上里町		
処理能力	150 kl/日（し尿 109 kl/日、浄化槽汚泥 41kl/日）		
処理方法	標準脱窒素処理方式＋凝集分離、オゾン、ろ過処理方式		
供用開始	平成2年4月		

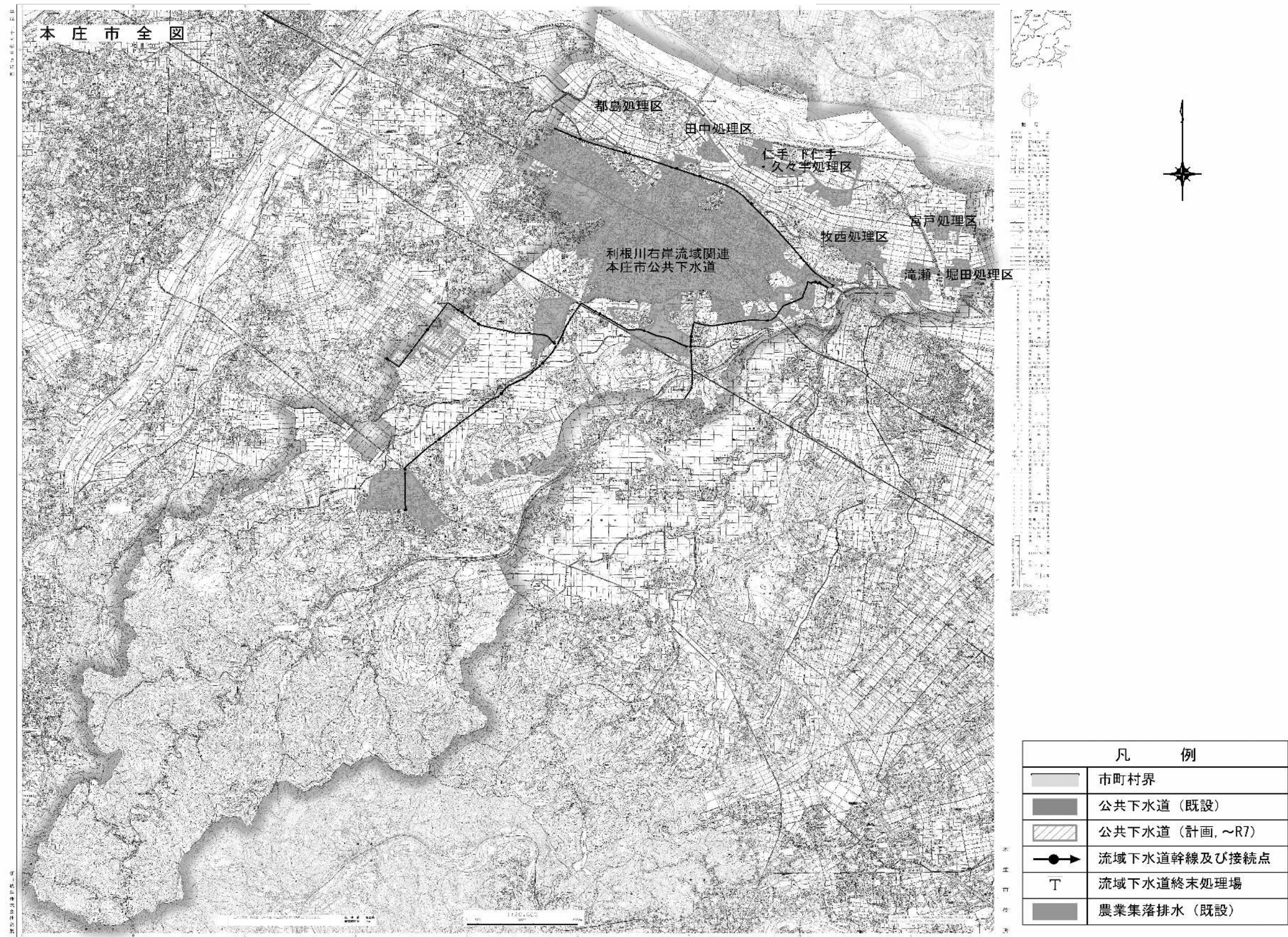


図 2-1 本庄市生活排水処理施設整備構想図（現市構想）

第3章 基本事項の整理

3-1. 計画目標年度

本構想の策定における計画目標年度は、埼玉県マニュアル（R7.2）との整合を図り、令和23年度とします。

表3-1 計画目標年度

	現県構想	埼玉県マニュアル (R7.2)	本構想
目標年度	令和7年度	令和23年度	令和23年度
中間目標年度	—	令和13, 18年度	令和13, 18年度
基準年度	平成29年度	令和6年度	令和6年度

3-2. 計画フレーム値の設定(人口及び世帯数)

(1) 人口及び世帯数の推移

令和6年度を基準年度として、過去10年の行政人口の推移をみると、平成27年以降減少傾向が続いています。

また、1世帯当りの人員も減少し続けており、過去10年間で0.29人/世帯ほど減少しています。

表3-2 人口の現況

項目 年度	世帯数（世帯）		人口（人）		人口 増減	世帯構成人員 (人/世帯)
	住民基本台帳	国勢調査	住民基本台帳	国勢調査		
H27	33,238	31,004	78,989	77,881	-257	2.38
H28	33,612		78,781		-208	2.34
H29	33,906		78,550		-231	2.32
H30	34,235		78,082		-468	2.28
R1	34,725		78,022		-60	2.25
R2	35,162	33,033	77,793	78,569	-229	2.21
R3	35,477		77,552		-241	2.19
R4	36,043		77,473		-79	2.15
R5	36,245		77,013		-460	2.12
R6	36,534		76,429		-584	2.09

※世帯構成人員は外国人を含む。

※国勢調査は、各年10月1日の数値

出典：本庄市住民基本台帳各年4月1日（本庄市HP）

(2) 将来人口の見通し

1) 将来行政人口の予測

平成27年度～令和6年度の行政人口をもとに将来値の予測を行い、その予測値と関連計画における予測値を併記します。

表3-3 将来人口の見通し

単位：人

年度	過年度人口動態からの予測値					本庄市 総合 振興計画	社人研値※ (R5.12推計)	利根川 流総計画
	年平均 増減数 $R^2=0.9677$	年平均 増減率 $R^2=0.9670$	修正指数 曲線 $R^2=0.9668$	べき 曲線 $R^2=0.8497$	ロジス ティック $R^2=0.9710$			
R7	76,448	76,150	76,345	76,982	75,979	75,365	76,871	
R8	76,189	75,871	75,999	76,896	75,443			77,853
R9	75,931	75,594	75,632	76,817	74,841			
R10	75,673	75,318	75,241	76,744	74,166			
R11	75,415	75,043	74,827	76,676	73,410			
R12	75,156	74,769	74,386	76,612	72,566	72,533	74,876	
R13	74,898	74,495	73,919	76,552	71,625			76,530
R14	74,640	74,223	73,422	76,496	70,582			
R15	74,381	73,952	72,894	76,443	69,428			
R16	74,123	73,682	72,333	76,393	68,156			
R17	73,865	73,413	71,738	76,345	66,760	69,592	72,647	
R18	73,606	73,144	71,105	76,299	65,235			74,699
R19	73,348	72,877	70,433	76,256	63,578			
R20	73,090	72,611	69,720	76,214	61,786			
R21	72,831	72,345	68,962	76,174	59,862			
R22	72,573	72,081	68,156	76,136	57,807	66,535	70,214	
R23	72,315	71,818	67,301	76,099	55,627	65,907※	69,701※	72,601
R24	72,057	71,555	66,393	76,063	53,332			
R25	71,798	71,294	65,428	76,029	50,934			
R26	71,540	71,033	64,403	75,996	48,449			
R27	71,282	70,774	63,314	75,964	45,892	63,393	67,647	

※社人研値：国立社会保障・人口問題研究所による「市区町村別将来推計人口」（令和5年12月推計）から把握

※本庄総合振興計画（R5.3）の将来人口は、本市人口ビジョン（H28.3）の推計値を採用

※本庄市総合振興計画におけるR23値は、R22値及びR27年度値の直線補間により算出

※社人研値におけるR23年度値は、R22年度値及びR27年度値の直線補間により算出

※決定係数（R2）は、1に近いほど分析の精度（信用度）が高いことを示す。

表 3-4 将来人口の予測式

※予測式は以下のとおり

- ・ (1) 年平均増減数 $y = ax + b$
- ・ (2) 年平均増加率 $y = y_0 (1 + r)^x$
- ・ (3) 修正指数曲線 $y = K - ab^x$
- ・ (4) べき曲線 $y = Ax^a$
- ・ (5) ロジスティック曲線 $y = \frac{k}{1 + \exp(a - bx)}$

ここに、
 y : 推計人口
 x : 推定年次 (平成・年)
 k : 飽和人口 (三群法により設定)
 a, b, A : 定数 (実績をもとにエクセルでグラフ作成後
 近似式を導き、 a, b, A を決定)

※ 将来人口を推計するために用いる数学的予測式

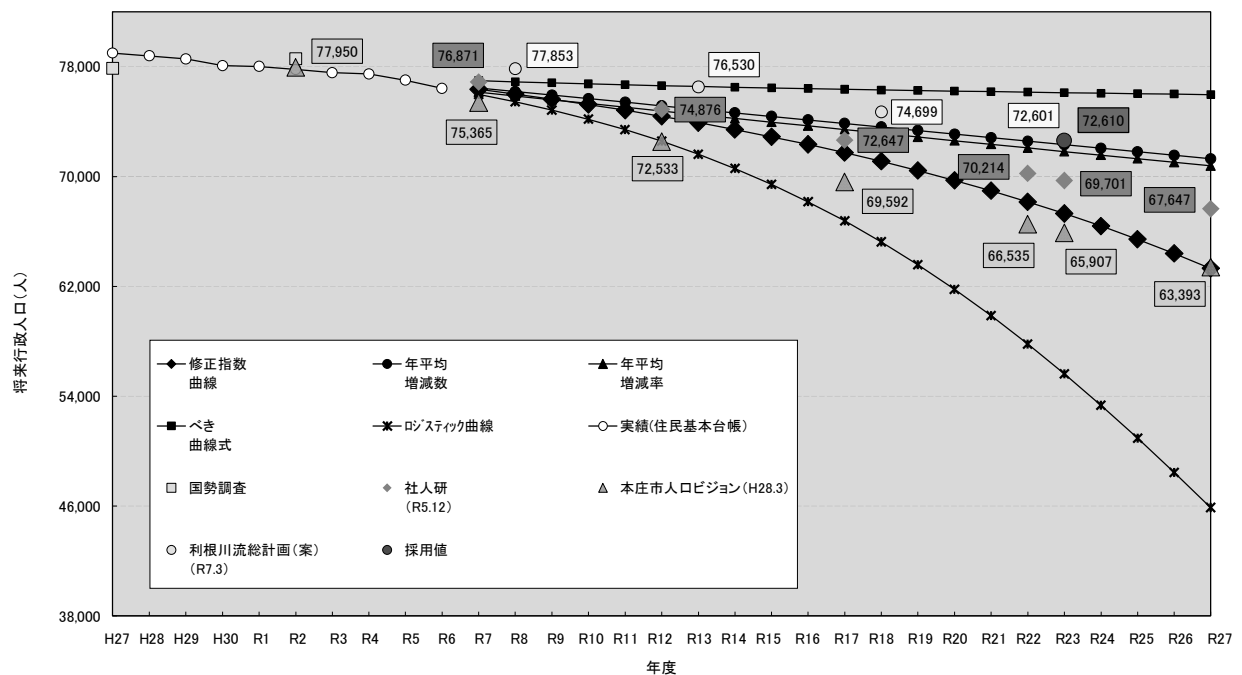


図 3-1 将来人口の見通し

数学的推計においては、５式のうち、（１）年平均増減数、（２）年平均増減率、（３）修正指数曲線、（５）ロジスティック曲線が同程度の高い決定係数（信用度）を示すとともにいずれも減少傾向であり、令和23年度人口は55,627人～72,315人の範囲となっています。また、本市の年齢別人口構成を考慮し、コーホート要因法に基づいて算出された本庄市総合振興計画、社人研及び利根川流総計画（案）（Ｒ７．３）の推計値についても減少傾向を示しており、令和23年度人口は65,907人～72,601人となっています。

数学的推計は、実績値を時系列解析し理論的に将来人口の傾向線を予測したもの、本市における年齢別人口構成等を考慮していないことから、不採用とします。

一方、社人研及び利根川流総計画では、どちらも令和２年度国勢調査を基にコーホート要因法を用いた推計を行っていますが、令和23年度人口において、利根川流総計画値である72,601人が社人研値である69,701人を上回っています。また、本庄市総合振興計画では、平成27年度国勢調査を基に推計を行っていますが、本構想では、計画汚水量が大きくなる安全側を考慮し、利根川流総計画値である72,601人（令和23年度人口）を採用します。なお、採用値は10人単位で丸め、令和23年度計画行政人口を72,610人とします。

中間目標年度についても、同様に利根川流総計画値を10人単位で丸めたものを採用します。

表 3-5 計画人口採用値

年度	人口
令和６年度(基準年度)	76,429人
令和13年度(中間目標年度)	76,530人
令和18年度(中間目標年度)	74,700人
令和23年度(目標年度)	72,610人

2) 地区別人口予測

前項で設定を行った本市の人口フレームの中で、地区別の人口設定を行います。

地区別人口については、まず、各地区の行政人口実績を基に数学的手法にて将来地区人口を推計し、将来の地区別人口比率を算出しました。その後、前項で設定した市全体行政人口に将来の地区別人口比率を乗じることで地区別人口を設定しました。

表 3-6 地区別人口の見通し

単位：人

地区名	R6 (現況)	R13	R18	R23	地区名	R6 (現況)	R13	R18	R23
千代田	1,234	1,265	1,229	1,191	北泉地区	5,431	5,510	5,451	5,354
若泉	2,268	2,327	2,261	2,190	今井地区	1,807	1,834	1,820	1,793
中央	636	603	582	560	児玉町児玉南	1,402	1,478	1,499	1,502
銀座	1,035	1,070	1,024	979	児玉町八幡山	840	816	788	760
本庄	1,966	1,972	1,920	1,863	児玉町児玉	5,502	5,427	5,273	5,106
東台	3,130	3,018	2,924	2,826	児玉町金屋	2,123	2,078	2,005	1,930
日の出	3,698	3,714	3,605	3,489	児玉町長沖	258	245	237	229
南	583	583	562	539	児玉町高柳	431	415	402	388
前原	1,699	1,692	1,659	1,619	児玉町飯倉	464	463	447	429
柏	1,315	1,377	1,348	1,312	児玉町宮内	375	372	356	341
栄	2,341	2,325	2,271	2,208	児玉町塩谷	435	441	426	411
小島南	2,527	2,516	2,442	2,363	児玉町保木野	231	202	194	187
小島	4,101	4,054	3,955	3,844	児玉町田端	387	375	361	346
寿	2,001	2,000	1,960	1,911	児玉町秋山	800	798	763	729
駅南	1,813	1,692	1,646	1,596	児玉町小平	655	642	615	589
けや木	1,557	1,571	1,537	1,497	児玉町太駄	209	202	189	178
見福	2,842	2,908	2,864	2,803	児玉町河内	194	189	182	175
緑	1,483	1,525	1,508	1,480	児玉町稲沢	58	61	57	55
朝日町	1,855	1,868	1,841	1,801	児玉町元田	141	139	133	127
五十子	686	701	696	687	児玉町蛭川	905	891	863	833
四季の里	1,369	1,360	1,317	1,271	児玉町下真下	232	237	230	224
万年寺	927	922	903	879	児玉町共栄	356	367	359	350
下野堂	1,378	1,366	1,338	1,305	児玉町上真下	519	543	528	512
早稲田の杜	1,217	1,380	1,422	1,443	児玉町吉田林	1,407	1,345	1,307	1,267
通称名地区	520	565	564	556	児玉町入浅見	492	530	515	499
藤田地区	2,397	2,339	2,240	2,144	児玉町下浅見	531	543	525	507
仁手地区	1,413	1,376	1,325	1,272	児玉町高関	108	108	107	104
旭地区	2,145	2,187	2,126	2,059	総数	76,429	76,530	74,700	72,610

※地区別人口の算出は、端数処理を行っているため、各地区の合計値と総数として示した市全体計画行政人口の値は合わない場合がある。

(3) 世帯数の見通し

世帯数については、地区別の現況世帯数を把握するとともに、社人研による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）－令和6年11月推計－」を参考とし、将来世帯数を設定します。

表3-7 社人研による埼玉県の世界世帯人員

年度	世帯人員（人/世帯）	
	埼玉県	R6比
R6	2.18	1.000
R13	2.07	0.950
R18	2.03	0.931
R23	2.01	0.922

社人研の予測から、世帯人員の伸び率（R13で0.950、R18で0.931、R23で0.922）を本市に当てはめると次のようになります。

表3-8 世帯人員、世帯数の見通し

年度	本庄市			
	増減率	将来平均世帯人員 （人/世帯）	将来人口 （人）	将来世帯数 （世帯）
R6 （実績）	—	2.09	76,429	36,534
R13	0.950	$2.09 \times 0.950 = 1.99$	76,530	38,460
R18	0.931	$2.09 \times 0.931 = 1.95$	74,700	38,310
R23	0.922	$2.09 \times 0.922 = 1.93$	72,610	37,625

第4章 整備手法の検討

4-1. 計画対象区域の検討

埼玉県マニュアル（R7.2）P.12において、「下記を共に満たす市町村は整備手法の見直しを行うこと。その他市町村が必要と判断する場合は検討（見直し）を行うこと」とあります。

- ア. 令和5年度末時点で集合処理の供用未開始があること
- イ. 集合処理について、令和5年度末の污水处理人口普及率が、現市構想目標値に対して85%未満であること。

また、埼玉県マニュアル別添（R7.2）において、今回の見直し対象区域は生活排水処理区域の事業実施区域外となっています。

これは、近年の整備が概成に近づいていることから、現市構想における整備手法の見直しは行わないことを基本としつつも、集合処理区域とした区域のうち整備が計画通りに進まない区域について再度妥当な整備手法の検討を行うことが目的と想定されます。本庄市については、公共下水道区域について供用未開始の箇所がありますが、現市構想目標値に対し、令和5年度末の污水处理人口普及率は91.6%となっており、順調に整備が進んでいるため、生活排水処理区域の事業実施区域外の整備手法の見直しは行わず、引き続き生活排水処理区域の整備を進めます。

ただし、現市構想では令和7年度を目標に整備できる範囲を下水道区域と位置付けていましたが、本構想では令和8年度以降、短期的に下水道整備が可能な区域として、以下の区域について今回の見直し対象区域とします。

なお、令和23年度までの中期的な計画として、宮戸処理区、牧西処理区、滝瀬・堀田処理区について公共下水道区域への編入を進めます。

- ・ 栗崎地区【栗崎地区（北部）整備計画】
- ・ 農業集落排水田中処理区
- ・ 整備済み区域の周辺家屋

4－2. 整備手法の検討

(1) 栗崎地区【栗崎地区（北部）整備計画】

現市構想の費用比較において集合処理への接続が有利とされましたが、現市構想の目標年度の令和7年度末までに整備が不可能であるとして、浄化槽区域として位置付けられている栗崎地区のうち、本庄市立地適正化計画で居住誘導区域及び都市機能誘導区域に位置付けられ、栗崎地区（北部）地域整備計画で今後の整備方針が示された箇所について、下水道計画区域に追加します。

(2) 農業集落排水処理区域

【田中処理区】

農業集落排水施設について、平成26年度の接続検討において、都島処理区と田中処理区は、公共下水道へ接続することが経済的に有利とされていました。ただし令和元年度に策定した現市構想では、田中処理区については、令和7年度末までの接続が難しいため、農業集落排水区域としていました。本構想で、田中処理区についても公共下水道区域へ編入します。

【その他の処理区】

令和23年度までの中期的な計画として、公共下水道へ編入することが経済的に有利とされている宮戸処理区、牧西処理区、滝瀬・堀田処理区を順次公共下水道区域へ編入します。

また、令和23年度以降の長期的な計画として、仁手・下仁手・久々宇処理区についても公共下水道区域への編入を検討します。

(3) 整備済み区域の周辺家屋（全体計画区域外流入エリア）

全体計画区域外の周辺家屋について、公共下水道へ接続済みの家屋を本構想で公共下水道区域へ位置付けます。

第5章 本構想の結果

5－1. 公共下水道事業対象区域

公共下水道対象区域は前章の結果を基に以下の区域を位置付け、区域面積は1,410haとなります。

- 1) 既全体計画区域である1,336haの区域
- 2) 農業集落排水施設として既に整備完了している田中処理区域（本構想で公共下水道へ編入）
- 3) 公共下水道区域外流入として、既に汚水を取り込んでいる整備済み区域の周辺家屋等
- 4) 栗崎地区【栗崎地区（北部）整備計画】

表 5－1 公共下水道対象区域

地区		面積 (ha)	備考
事業実施区域	公共下水道全体計画区域（既計画）	1,335.60	R2全体計画値。（本庄公共下水道及び児玉公共下水道を合算）
	田中処理区（旧農集区域）	11.24	農業集落排水田中処理区(21.9ha)のうち、田畑を除き精査した区域を公共下水道区域として位置付ける。
	整備済み区域の周辺家屋	46.17	
事業実施区域以外	栗崎地区 【栗崎地区（北部）整備計画】）	17.16	
区域から削除	都島処理区の一部（田畑）	-0.16	
公共下水道区域 計		1,410.0 ≒ 1,410	
令和5年度末既整備面積		1,210	
残整備面積		200	

5－2. 農業集落排水事業対象区域

農業集落排水対象区域は、田中処理区は本構想で公共下水道区域へ編入し、既に整備の完了している「宮戸」、「牧西」、「滝瀬・堀田」、「仁手・下仁手・久々宇」の4処理区とします。

この4処理区についても、経済情勢などを踏まえたうえで、順次公共下水道区域への編入を効果的に進めます。

表 5-2 農業集落排水事業対象区域

地区	面積 (ha)	備考
宮戸処理区	19.20	
牧西処理区	41.10	
滝瀬・堀田処理区	21.70	
仁手・下仁手・久々宇処理区	51.00	
農業集落排水区域 計	133.0 ≒ 133	田中処理区を公共下水道区域へ編入。

5－3. 合併処理浄化槽対象区域

公共下水道及び農業集落排水の集合処理区を除いたすべての区域とします。

5－4. 本構想の目標

本構想の結果をまとめると、整備手法別の目標人口及び生活排水処理率の目標値は、次のとおりです。

表 5-3 本構想の目標値

		R6 (基準年度)	R13 (中間目標年度)	R18	R23 (目標年度)
行政人口 (人)		76,555	76,530	74,700	72,610
生活排水 処理人口 (人)	公共下水道	47,933	49,839	49,479	48,949
	農業集落排水事業	2,504	2,058	1,966	1,874
	合併処理浄化槽	20,703	21,935	22,278	21,787
	合計	71,140	73,831	73,723	72,610
未処理人口 (人)		5,415	2,699	977	0
生活排水処理率 (%)		92.9%	96.5%	98.7%	100.0%

※令和6年度は「污水处理人口普及状況調査」と整合。そのため行政人口は第3章と異なる。

本庄市では、埼玉県構想に準拠し、令和23年度を目標とした「本庄市生活排水処理施設整備構想」の見直しを行いました。生活排水処理施設の整備率向上を目指し、次のように事業を進めます。

- ・ 公共下水道事業の早期概成を目指し、整備を進めるとともに、公共用水域の水質保全の観点と安全安心の確保のため、適切な維持管理を行っていきます。
- ・ 合併処理浄化槽への転換を図る世帯に対して市から補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

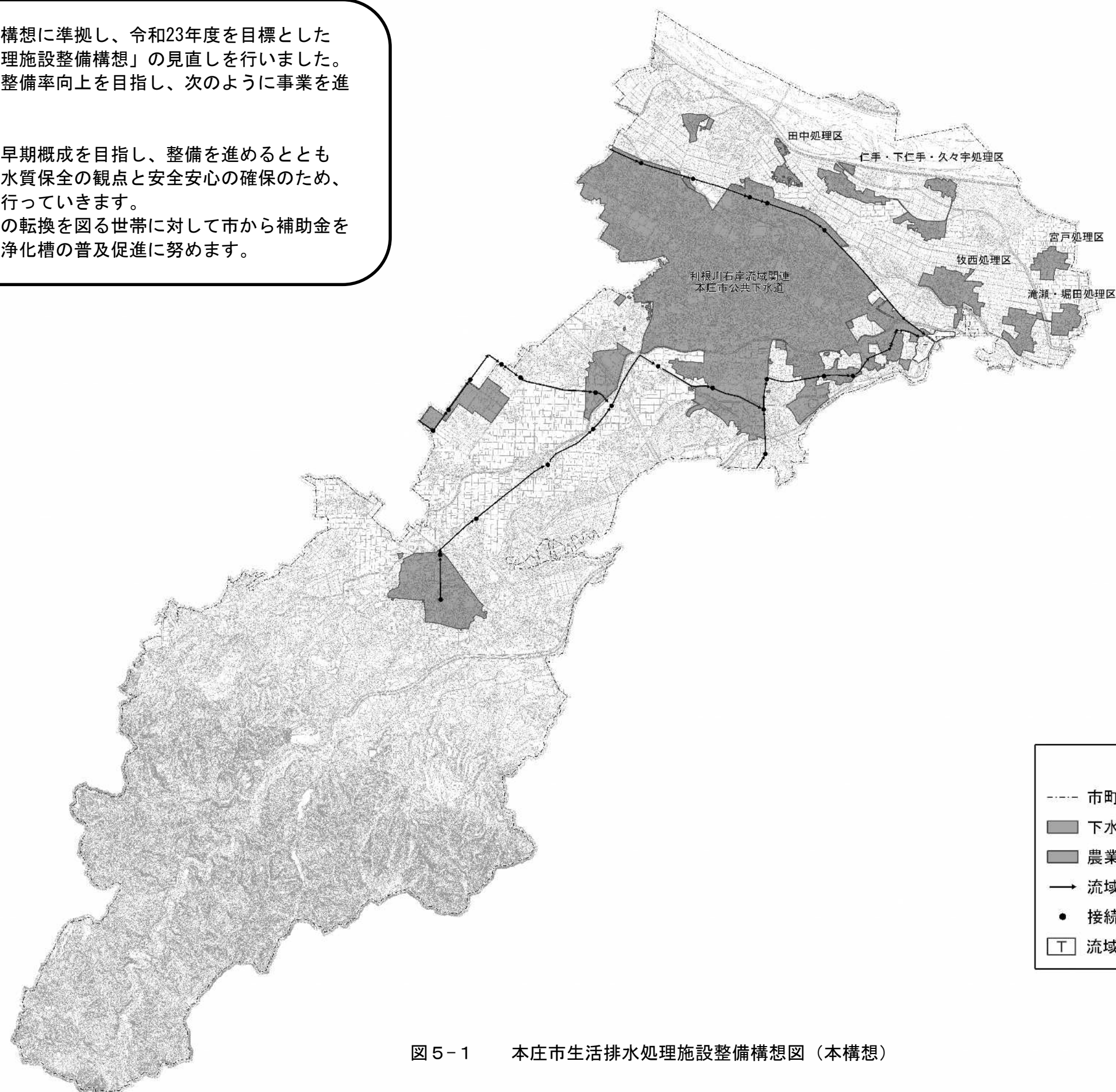


図 5-1 本庄市生活排水処理施設整備構想図（本構想）

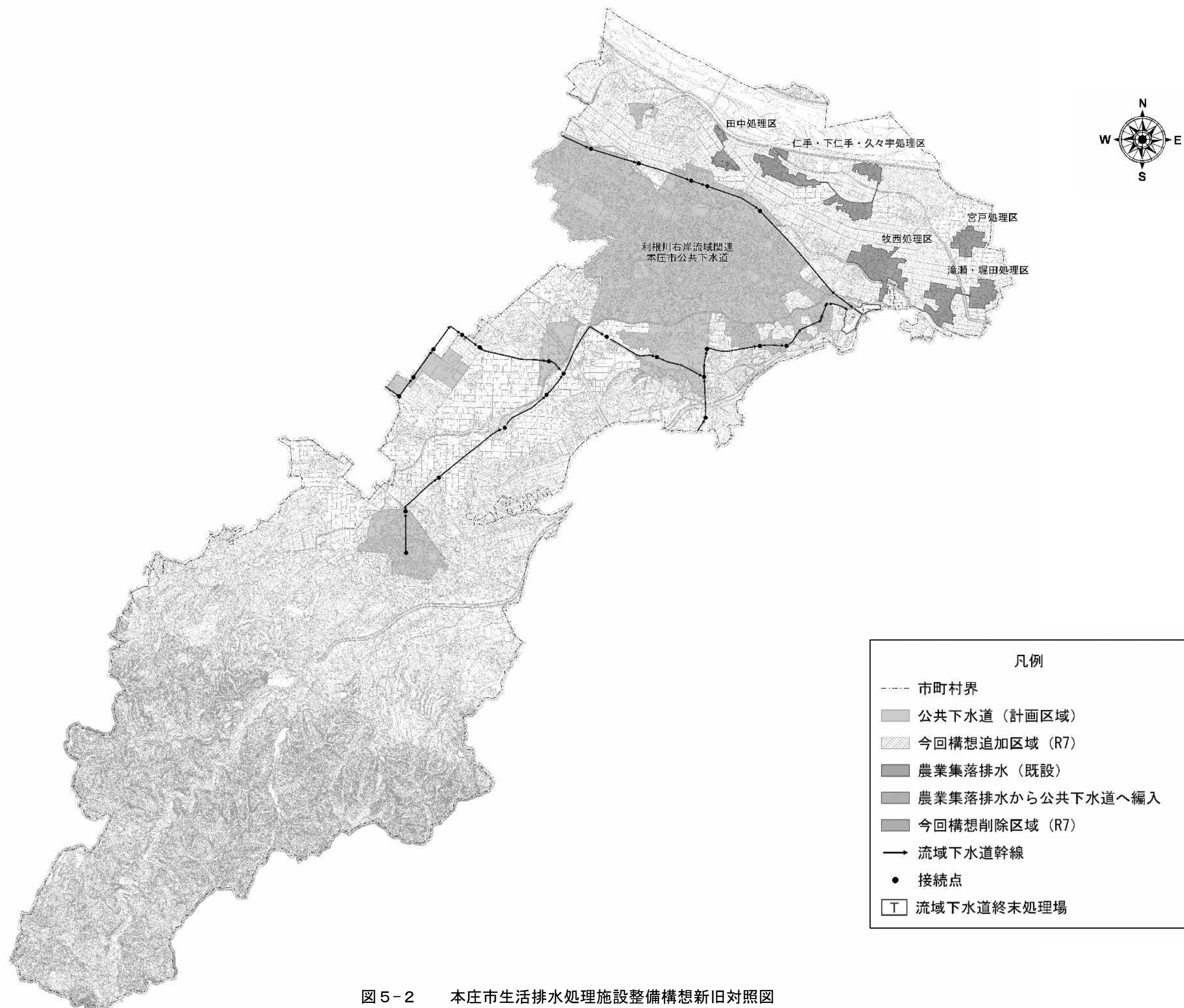


図 5-2 本庄市生活排水処理施設整備構想新旧対照図

1. 本庄市生活排水処理施設整備構想とは

「本庄市生活排水処理施設整備構想」(以下、「本構想」という。)は、市民の快適な生活の実現と河川等の水質保全を図るため、平成27年度に策定した「本庄市生活排水処理施設整備構想」(以下、「現市構想」という。)を見直しするものです。

本構想では、各地域の特性に応じた最適な整備方法を選定することで、**令和23年度**を目標とした計画的、効率的な生活排水処理施設整備構想を策定し、生活排水処理施設整備率の向上を目指すものです。

本庄市生活排水処理施設整備構想(現市構想)

- ・公共下水道1処理区、農業集落排水5処理区
- ・その他地区：合併処理浄化槽

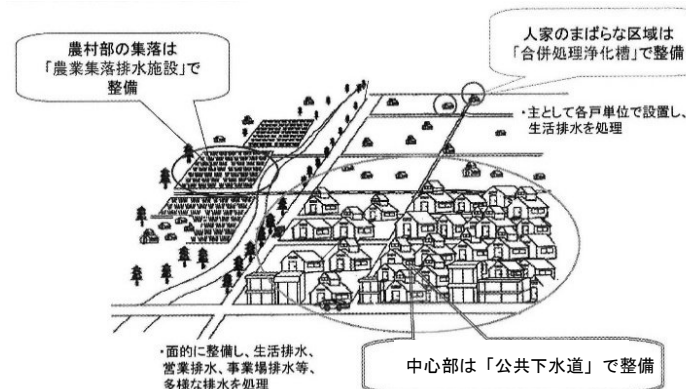


本庄市生活排水処理施設整備構想(本構想)

- ・人口減少、高齢化
- ・厳しい財政事情
- ・最新の知見による整備方法別の経済比較

→ 令和7年度を目標とした生活排水処理施設整備構想を再度見直し、生活排水処理施設整備率の向上を目指す。

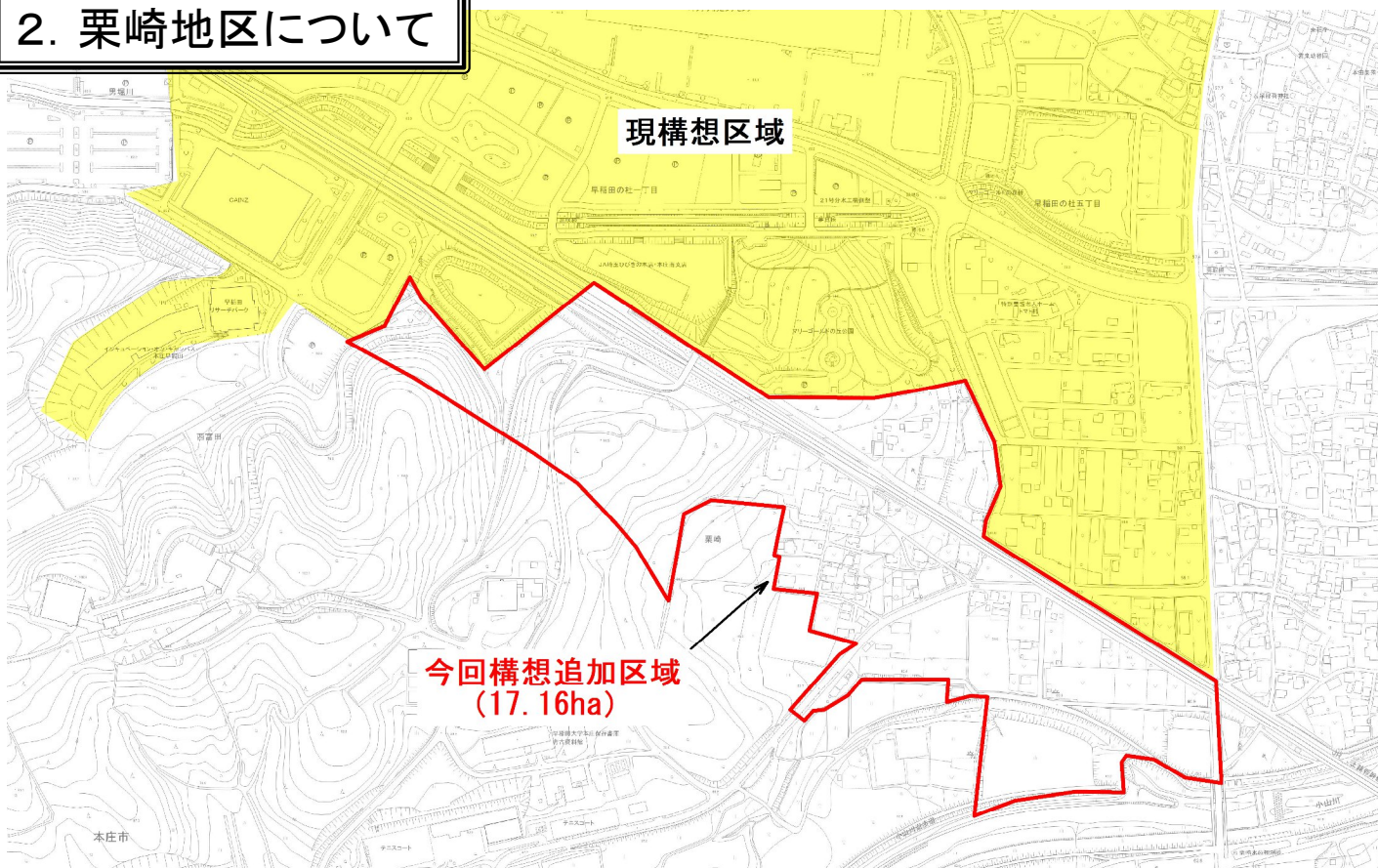
生活排水処理施設は様々な整備方法(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、等)があります。
現市構想では、**地域の特性**や**住民要望**、**経済比較**などを考慮し当時の**最適な方法**として次のような整備方法を選択しています。



計画 フレーム

平成27年度以降の行政人口をもとに将来値の予測を行い、その予測値と関連計画における予測値との比較した結果、令和23年度(目標年)の本市行政人口は**72,610人**と設定しました。

2. 栗崎地区について



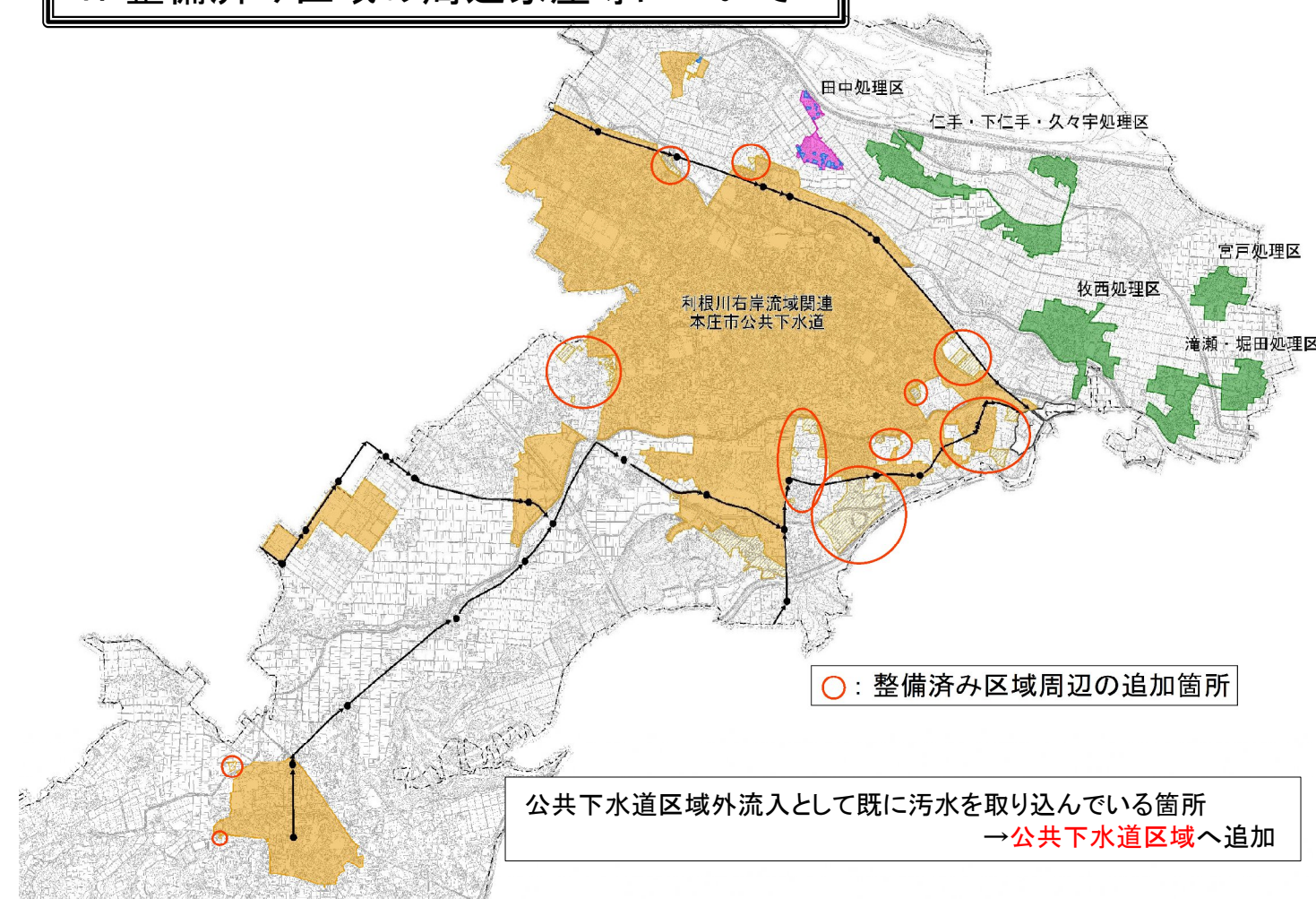
集合処理の方が有利とされていたが、R7までの整備が不可能であるため**浄化槽区域**となっていた
→栗崎地区(北部)地域整備計画で今後の整備方針が示されたことや、本庄市立地適正化計画で居住誘導区域及び都市機能誘導区域に位置付けていることから、構想にて**下水道計画地域**に追加

3. 農業集落排水田中処理区について



参考資料1

4. 整備済み区域の周辺家屋等について



令和5年度本庄市下水道事業会計決算概要

概況

総括事項

イ 業務状況

令和5年度末において、公共下水道に接続可能な処理区域内人口は48,016人で、前年度より445人、率にして0.9%の増加、水洗化人口は43,016人で、前年度より478人、率にして1.1%の増加となり、水洗化率は89.6%となりました。

農業集落排水施設に接続可能な処理区域内人口は2,513人で、前年度より42人、率にして1.7%の増加、水洗化人口は1,932人で、前年度より69人、率にして3.7%の増加となり、水洗化率は76.9%となりました。また、年間処理水量は、公共下水道が4,938,246m³、農業集落排水が177,302m³でした。

ロ 建設改良費等

公共下水道事業の建設改良費の総額は1,218,998,091円（税込）で、栗崎地区、小島地区、新田原・本田地区、東富田・久下塚地区、若泉地区、児玉地区で工事を行い、合計35.14haの面整備により、整備面積累計は、1,209.74haとなりました。また、本庄地区、小島地区、新田原地区、西富田地区、若泉地区、児玉工業団地で舗装本復旧工事を、市内各所で取付管設置工事を実施しました。

農業集落排水事業の建設改良費の総額は10,824,000円（税込）で、宮戸クリーンセンター、牧西クリーンセンター及び滝瀬・堀田クリーンセンターの設備の更新工事を行いました。また、田中地区で取付管設置工事を実施しました。

ハ 経理状況

収益的収支（税抜）は、総収益1,936,195,339円、総費用1,803,333,303円で、純利益は、132,862,036円となりました。

資本的収支（税込）は、収入額1,376,888,316円、支出額1,675,272,798円で、収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額244,900,000円、前年度財源充当額28,200,000円を除く。）が支出額に対し不足する額571,484,482円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,487,680円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,270,122円、繰越工事資金208,800,000円、過年度分損益勘定留保資金75,157,254円、当年度分損益勘定留保資金233,769,426円で補てんしました。

1 損益計算書

(単位:千円)

項目	令和5年度 (a)	令和4年度 (b)	比較増減 (a)-(b)	増減率(%)
総収益	1,936,195	1,942,951	△ 6,756	△ 0.3
営業収益	810,133	794,294	15,839	2.0
下水道使用料	779,901	762,511	17,390	2.3
雨水処理負担金	29,749	31,417	△ 1,668	△ 5.3
その他営業収益	483	366	117	32.0
営業外収益	1,126,062	1,148,657	△ 22,595	△ 2.0
受取利息及び配当金	5	6	△ 1	△ 16.7
他会計補助金	25,671	71,799	△ 46,128	△ 64.2
他会計負担金	374,748	362,788	11,960	3.3
国庫補助金	35,120	5,300	29,820	562.6
長期前受金戻入	689,916	708,599	△ 18,683	△ 2.6
雑収益	602	165	437	264.8
特別利益	0	0	0	0.0
過年度損益修正益	0	0	0	0.0
総費用	1,803,333	1,793,021	10,312	0.6
営業費用	1,689,049	1,675,833	13,216	0.8
管渠費	127,664	101,829	25,835	25.4
処理場費	37,527	39,292	△ 1,765	△ 4.5
流域下水道維持管理負担金	372,613	374,495	△ 1,882	△ 0.5
普及促進費	240	180	60	33.3
業務費	22,917	20,450	2,467	12.1
総係費	90,812	81,091	9,721	12.0
減価償却費	1,033,798	1,015,505	18,293	1.8
資産減耗費	3,478	42,991	△ 39,513	△ 91.9
営業外費用	113,468	116,662	△ 3,194	△ 2.7
支払利息	105,914	108,332	△ 2,418	△ 2.2
雑支出	7,554	8,330	△ 776	△ 9.3
特別損失	816	526	290	55.1
過年度損益修正損	816	526	290	55.1
その他特別損失	0	0	0	-
当年度純利益	132,862	149,930	△ 17,068	△ 11.4

・収益

営業収益は、雨水処理の維持管理に要する経費の減により、雨水処理負担金が減少したものの、水洗化人口の増により下水道使用料が増加したことにより、1,584万円(公共:1,549万円、農集35万円)の増収(2.0%)となりました。

営業外収益は、公共下水道事業においては、国庫補助金及び他会計負担金が増加し、農業集落排水事業においては、前年度は都島クリーンセンターの解体工事を実施したことにより増加していた他会計補助金が減少したため、2,259万円(公共:3,153万円、農集:△5,412万円)の減収(2.0%)となりました。

このことにより、総収益は、676万円(公共:4,702万円、農集:△5,378万円)の減収(0.3%)となりました。

・費用

営業費用は、農業集落排水事業において、管渠費や前年度に都島クリーンセンター解体工事を実施したことによる資産減耗費が減少したものの、公共下水道事業において、減価償却費や管渠費(人孔蓋更新等の工事請負費)、本庄市公共下水道事業(雨水)全体計画修正外業務(1,150万円)を委託したこと等により総係費が増加したこと、1,322万円(公共:5,547万円、農集:△4,225万円)の増加(0.8%)となりました。

営業外費用は、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに高金利の債務の減少に伴う支払利息が減少したことにより、319万円(公共:146万円、農集:△465万円)の減少(△2.7%)となりました。

特別損失は、使用料還付金が公共下水道で増加したことにより、29万円(公共:55万円、農集:△26万円)の増加(55.1%)となりました。

このことにより、総費用は、1,031万円(公共:5,748万円、農集:△4,717万円)の増加(0.6%)となりました。

・当年度純利益

総収益19億3,619万円から総費用18億333万円を差し引いた当年度純利益は、前年度比1,706万円(公共:△1,046万円、農集:△660万円)の減、率にして11.4%の減の1億3,286万円となりました。

2 貸借対照表

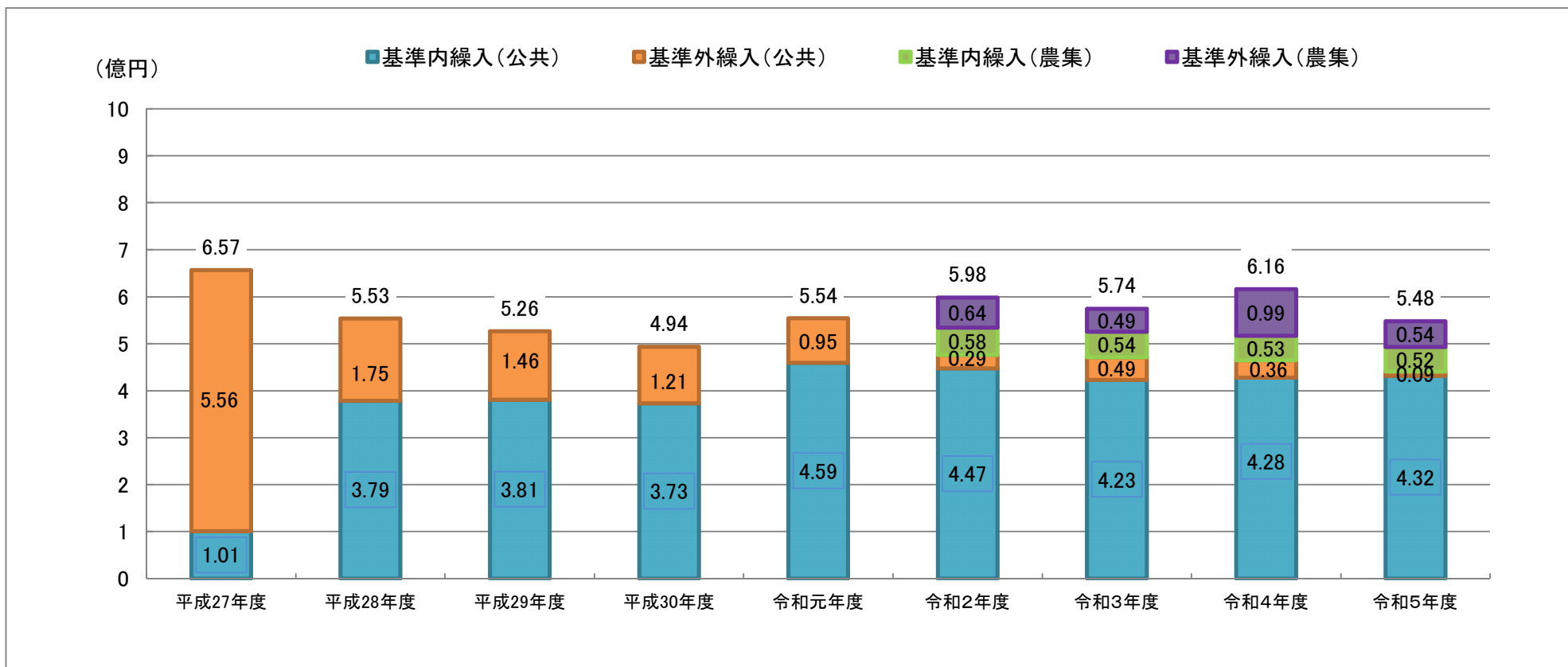
項目	令和5年度 (a)	令和4年度 (b)	比較増減 (a)-(b)	増減率 (%)
資産の部	29,713,691	29,304,368	409,323	1.4
固定資産	28,382,247	28,234,810	147,437	0.5
有形固定資産	25,921,721	25,612,173	309,548	1.2
土地	117,834	117,834	0	0.0
償却資産	31,583,724	30,428,939	1,154,785	3.8
うち建物	433,125	433,126	△ 1	△ 0.0
うち構築物	30,819,681	29,675,861	1,143,820	3.9
うち機械及び装置	327,074	316,724	10,350	3.3
うちその他	3,844	3,228	616	19.1
減価償却累計額(△)	△6,358,967	△5,533,492	△ 825,475	14.9
建設仮勘定	579,130	598,892	△ 19,762	△ 3.3
無形固定資産	2,420,261	2,582,372	△ 162,111	△ 6.3
投資その他の資産	40,265	40,265	0	0.0
流動資産	1,331,444	1,069,558	261,886	24.5
現金預金	1,210,407	945,468	264,939	28.0
未収金	117,098	127,658	△ 10,560	△ 8.3
うち下水道使用料	78,266	90,978	△ 12,712	△ 14.0
うち受益者負担金	3,170	2,748	422	15.4
うち消費税還付金	34,849	26,488	8,361	31.6
うちその他未収金	813	7,444	△ 6,631	△ 89.1
貸倒引当金(△)	△3,561	△3,568	7	△ 0.2
前払金	7,500	0	7,500	皆増
資産合計(再掲)	29,713,691	29,304,368	409,323	1.4

(単位:千円)

項目	令和5年度 (a)	令和4年度 (b)	比較増減 (a)-(b)	増減率 (%)
負債の部	28,247,981	27,971,520	276,461	1.0
固定負債	9,550,683	9,145,140	405,543	4.4
企業債	9,550,683	9,145,140	405,543	4.4
流動負債	927,099	865,635	61,464	7.1
企業債	433,957	444,774	△ 10,817	△ 2.4
未払金	483,829	411,743	72,086	17.5
賞与引当金	8,873	8,678	195	2.2
その他	440	440	0	0.0
繰延収益	17,770,199	17,960,745	△ 190,546	△ 1.1
長期前受金	23,643,715	23,147,094	496,621	2.1
長期前受金収益化累計額(△)	△ 5,873,516	△ 5,186,349	△ 687,167	13.2
資本の部	1,465,710	1,332,848	132,862	10.0
資本金	725,230	725,230	0	0.0
剰余金	740,480	607,618	132,862	21.9
資本剰余金	77,105	77,105	0	0.0
利益剰余金	663,375	530,513	132,862	25.0
減債積立金	482,068	342,068	140,000	40.9
建設改良積立金	30,000	30,000	0	0.0
当年度未処分利益剰余金	151,307	158,445	△ 7,138	△ 4.5
うち当年度純利益	132,862	149,930	△ 17,068	△ 11.4
うち繰越利益剰余金	18,445	8,515	9,930	116.6
うち減債積立金取崩し	0	0	0	0.0
負債・資本合計	29,713,691	29,304,368	409,323	1.4

- ・ 固定資産は、公共下水道事業において、栗崎地区、小島地区、新田原・本田地区、東富田・久下塚地区、若泉地区、児玉地区の管渠築造工事等により、1億4,744万円(公共:2億2,325万円、農集:△7,581万円)増加(0.5%)となりました。流動資産は、企業債借入額の増加や企業債償還額が減少したことに伴い、現金預金残高が増加したことにより、2億6,189万円(公共2億7,926万円、農集:△1,737万円)増加(24.5%)しました。
- ・ 負債の部は、補助金等を一部財源として取得された固定資産に係る長期前受金の収益化が進み繰延収益が減少したものの、公共下水道事業において管渠築造工事等の増による企業債残高が増加したこと等により、2億7,646万円(公共:3億7,219万円、農集:△9,573万円)増加(4.4%)しました。
- ・ 資本の部は、剰余金処分により当年度未処分利益剰余金から減債積立金へ1億4,000万円を積立てたため、減債積立金残高が4億8,207万円となりました。また、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益を1億3,286万円(公共:1億3,032万円、農集:254万円)計上したものの、上述のとおり減債積立金へ利益処分したことにより、714万円の減少(4.5%)となりました。

4 繰入金の推移(平成27年度～令和5年度)



(単位: 千円)

	平成27年度 →公共法適用	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 →農集法適用	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準内繰入金	101,097	378,574	380,624	372,702	459,079	505,493	476,752	480,437	483,798
基準外繰入金	555,507	174,614	145,510	120,800	94,700	92,605	97,575	135,217	63,761
繰入金合計	656,604	553,188	526,134	493,502	553,779	598,098	574,327	615,654	547,559

※繰入金総額は、元金償還額の減少に合わせて減少傾向となっていましたが、令和2年度は、農業集落排水事業を同一事業としたため、44,319千円の増となりました。

※「分流式下水道に要する経費」の計算方法の相違によって、平成27年度は基準内繰入金と基準外繰入金の割合が大きく変動しています。

5 経営分析

指標（算出方法）		説 明	公共下水道事業					農業集落排水事業				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	類似団体平均	全国平均	令和3年度	令和4年度	令和5年度	類似団体平均	全国平均
事業の概要	事業別普及率（％）	行政区域内人口に占める処理区域内人口の割合である。当該事業の整備状況を表すものである。	60.3	61.4	62.3	—	—	3.4	3.2	3.3	—	—
	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$		46,728	47,541	48,016			2,636	2,471	2,513		
			77,552	77,473	77,013			77,552	77,473	77,013		
	進捗率（％）	全体計画人口に占める処理区域内人口の割合である。全体計画に対する進捗状況を表すものである。	82.0	93.6	94.6	90.1	96.7	62.2	62.4	63.5	55.9	56.2
施設の効率性	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{全体計画人口}} \times 100$		46,728	47,541	48,016			2,636	2,471	2,513		
			57,000	50,770	50,770			4,240	3,960	3,960		
	施設利用率（％）	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理量の割合である。施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。	—	—	—	—	—	50.2	45.1	45.1	50.4	52.8
	$\frac{\text{晴天時平均処理水量（m}^3\text{/日）}}{\text{晴天時現在処理能力（m}^3\text{/日）}} \times 100$							576	483	483		
								1,147	1,071	1,071		
経営の効率性	有収率（％）	処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえることができる。	102.4	103.0	104.6	82.1	81.2	100.0	100.0	100.0	89.4	90.2
	$\frac{\text{年間有収水量（千m}^3\text{）}}{\text{年間汚水処理水量（千m}^3\text{）}} \times 100$		5,011,914	5,111,474	5,163,981			210,126	176,563	177,302		
			4,893,586	4,963,191	4,938,246			210,126	176,563	177,302		
	水洗化率（％）	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合である。	89.4	89.5	89.6	91.5	95.8	79.2	75.4	76.9	87.8	87.3
財政状態の健全性	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$		41,795	42,538	43,016			2,087	1,863	1,932		
			46,728	47,541	48,016			2,636	2,471	2,513		
	使用料単価（円/m ³ ）	有収水量1 m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。	142.24	143.82	145.65	153.25	134.81	140.26	155.19	156.49	158.37	156.03
	$\frac{\text{使用料収入（千円）}}{\text{年間有収水量（m}^3\text{）}} \times 1000$		712,888	735,111	752,155			29,473	27,400	27,746		
			5,011,914	5,111,474	5,163,981			210,126	176,563	177,302		
財政状態の健全性	汚水処理原価（円/m ³ ）	有収水量1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用（汚水処理費）であり、その水準を示す。汚水処理費は、維持管理費と資本費とに分けられる。	150.00	150.00	150.00	165.99	134.81	270.98	589.65	327.06	266.69	273.73
	$\frac{\text{汚水処理費（千円）}}{\text{年間有収水量（m}^3\text{）}} \times 1000$		751,787	766,721	774,598			56,940	104,110	57,988		
			5,011,914	5,111,474	5,163,981			210,126	176,563	177,302		
	経費回収率（％）	汚水処理費に対する、使用料による回収程度を示す指標である。	94.8	95.9	97.1	92.3	97.6	51.8	26.3	47.8	59.4	57.0
財政状態の健全性	$\frac{\text{使用料収入（千円）}}{\text{汚水処理費（千円）}} \times 100$		712,888	735,111	752,155			29,473	27,400	27,746		
			751,787	766,721	774,598			56,940	104,110	57,988		
	経常収支比率（％）	特別損益を除いた経常的な収支の関係を示す。100％を超えて比率が高いほど経営成績が良好であるといえる。これが100％未満であることは経常損失が生じていることを意味する。	110.0	108.9	108.0	104.9	105.4	109.1	115.7	110.8	95.6	95.7
	$\frac{\text{営業収益（総収益）} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用（総費用）} + \text{営業外費用（企業債償還利息等）}} \times 100$		738,244	766,725	782,218			29,128	29,642	27,915		
			964,613	966,064	997,592			126,780	182,593	128,470		
財政状態の健全性	自己資本構成比率（％）	総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合であり、財政状態の長期的な安全性を見る指標である。	65.9	65.9	64.5	62.2	63.7	65.6	65.7	67.2	67.3	67.2
	$\frac{\text{資本合計} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$		17,402,432	17,452,140	17,414,508			1,887,926	1,841,453	1,821,401		
			26,416,548	26,502,261	27,004,769			2,879,423	2,802,107	2,708,922		
	処理区域内人口1人あたり地方債残高（千円/人）	地方債現在高を処理区域内人口で除したものである。	180	182	190	243	177	370	372	342	308	305
財政状態の健全性	$\frac{\text{地方債現在高（千円）}}{\text{現在処理区域内人口}}$		8,390,552	8,669,868	9,124,755			976,478	920,047	859,885		
			46,728	47,541	48,016			2,636	2,471	2,513		

※ 類似団体平均とは、総務省が公表している下水道事業経営指標における令和4年度決算の平均値。
公共下水道事業…処理区域内人口1万人以上5万人未満、有収水量密度2.5千m³/ha以上5.0千m³/ha未満、供用開始後25年以上の団体(本庄市:Cc1に該当)
農業集落排水事業…有収水量密度2.5千m³/ha未満、供用開始後25年以上の団体(本庄市:d1に該当)

用語集

処理区域

排水区域のうち排除された汚水を処理場で処理することができる地域で、工事された区域。

水洗化人口

処理区域内で水洗便所を設置済みの世帯の人口。

年間処理水量

公共下水道は水循環センター、農業集落排水は各処理場で処理した汚水量。

収益的収支

下水道施設の維持管理など経営に関する収入・支出。

資本的収支

下水道施設の建設費用と企業債の元金償還金及びその財源の収入・支出。

有収水量

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量

下水道使用料

公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制徴収債権として地方税の滞納処分の例により徴収することができる。使用料は、基本料金と従量制の二部料金制が多く採用されており、基本料金は、一定の排水量までの固定料金である。従量制は、大口使用者に対して排水を抑制する効果と生活排水を排出するための一般家庭への負担の配慮という観点から、使用料単価は、水道の使用水量（または井戸水）を基準に下水排水量が多くなるに従って、1 m³当たりの単価が高くなることをいう。

雨水処理負担金

雨水処理に要する経費に充てられる費用のこと。

長期前受金

償却資産の取得に伴う補助金・繰入金を負債として計上したもの、その後、減価償却に見合う分を順次収益化し戻入する。

繰入金

一般会計から下水道事業の運営のために支出されるお金。公費で負担すべき経費等に充てられる費用（赤字補てん分を含む。）のこと。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県。流域下水道に接続することによって、独自の終末処理場を有しないものを流域関連公共下水道（事業主体は原則として市町村）といい、流域下水道管理者に対し、流域下水道の建設費及び維持管理費の一部（流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金）を支払う。

減価償却費

下水道施設（資産）の取得に伴う費用を一旦資産に計上した後、その金額を耐用年数にわたって規則的に分配する金額のこと。

国庫補助金（国庫支出金）

下水道施設の整備にあたって国から交付される。下水道事業における国庫補助の対象範囲は限定されている。補助率は、事業の種類、施設の種別によって異なり、また、年度によっても相違がある。

企業債（地方債）

地方公共団体が地方公営企業の建設・改良に要する資金に充てるために年度を超えて借り入れる借入金のこと。

受益者負担金

都市計画法に基づき、国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合に、その事業により受益する者に対して当該事業に要する費用の一部を負担させるために徴収するもの。

建設仮勘定

建設中の固定資産にかかった支出を計上するもので、完成時に建設仮勘定の額を固定資産に振り替えられる。

引当金

将来発生する特定の費用や損失に備え、あらかじめ今年度発生分として準備しておく見積金額。回収不能な未収金の貸倒引当金と翌年6月に支払う賞与の賞与引当金がある。

資本剰余金

資本取引の結果、発生したもので、受贈財産評価額、寄付金等。寄附や財産の受贈による資産に対する適正な評価額を計上する。

利益剰余金

損益取引の結果、発生したもので、処分の方法によって区分される。

減債積立金

毎年度の未処分の利益剰余金を、企業債元金償還に充てるために積み立てているもの。

建設改良積立金

毎年度の未処分の利益剰余金を、建設改良等の工事費に充てるために積み立てているもの。

操出基準

地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、公営企業に繰り入れられる他会計からの操出金の基準のこと。基準に基づき繰り入れるものを基準内繰入金、基準にないものを基準外繰入金という。

令和 7 年度 本庄市下水道事業審議会開催日程（案）

・ 令和 7 年度 第 2 回審議会

令和 7 年 1 0 月

- 本庄市生活排水処理施設整備構想（案）パブリックコメント報告
- 本庄市生活排水処理施設整備構想（案）の諮問への答申について
- 雨水管理総合計画の策定について諮問

・ 令和 7 年度 第 3 回審議会

令和 7 年 1 2 月

- 下水道事業経営戦略（案）について
- 雨水管理総合計画（案）について

・ 令和 7 年度 第 4 回審議会

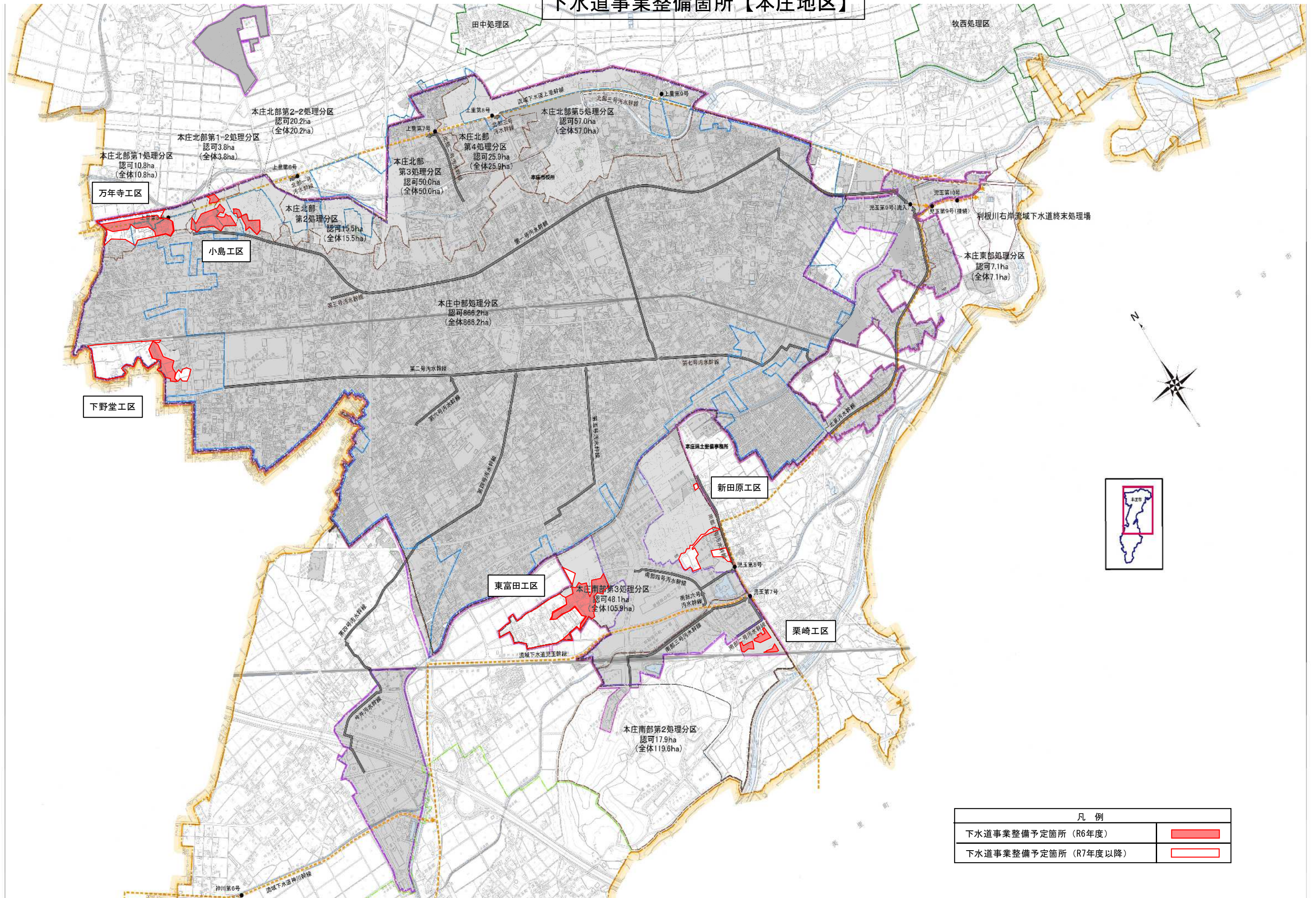
令和 8 年 3 月

- 本庄市下水道事業の取組みと経営状況（継続諮問）への答申について
- 令和 6 年度決算報告

※第 2 回目以降につきましては、都島浄水場での開催を予定しております。

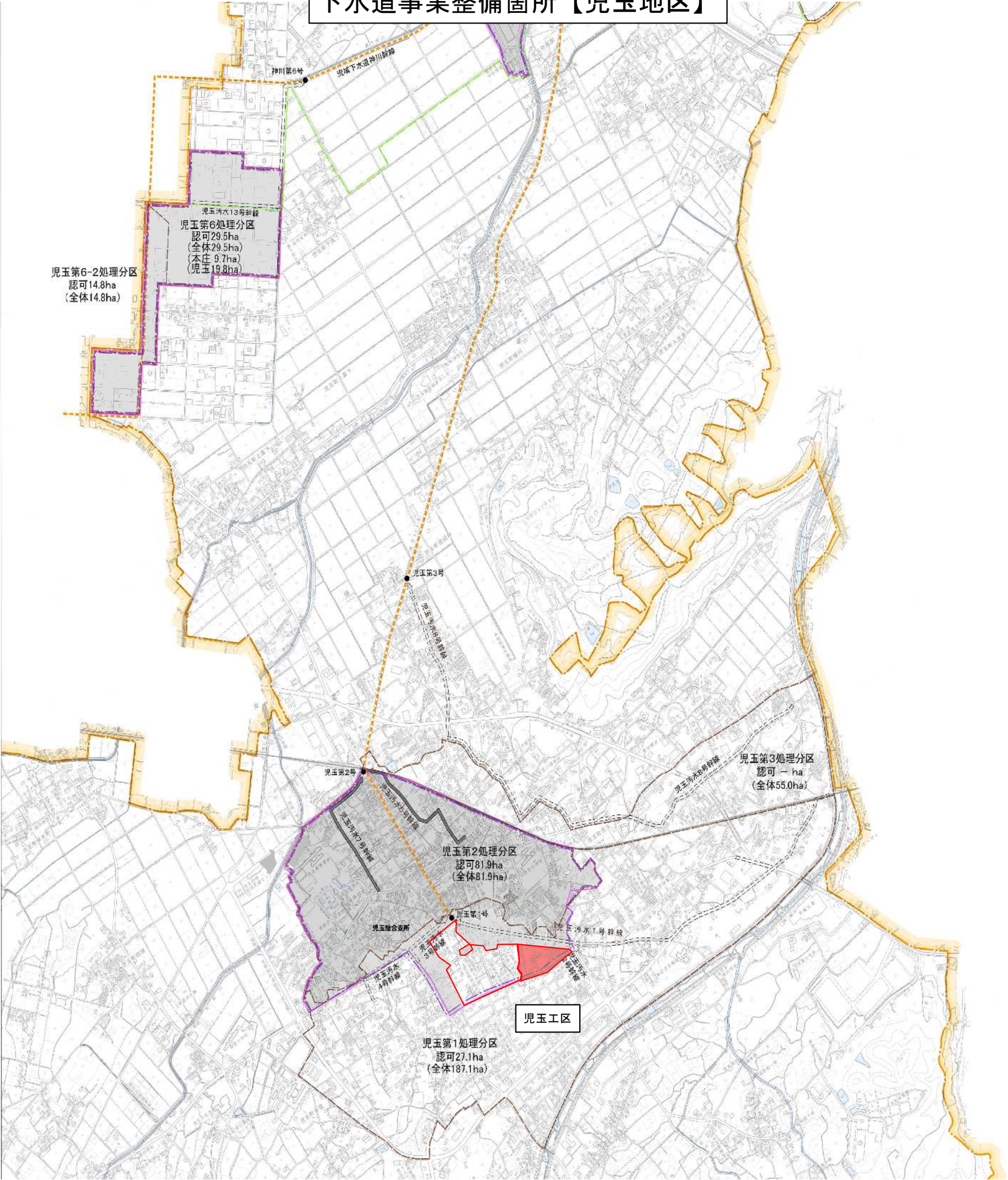
図面①

下水道事業整備箇所【本庄地区】



凡 例	
下水道事業整備予定箇所（R6年度）	
下水道事業整備予定箇所（R7年度以降）	

下水道事業整備箇所【児玉地区】



凡 例	
下水道事業整備予定箇所 (R 6 年度)	
下水道事業整備予定箇所 (R 7 年度)	

